

# 鳥取縣公報

昭和二十二年二月十八日

火曜日

第千七百八十五號

火曜日

本報ノ大ナラハ國產製糖之公報

告

示

◇鳥取縣告示第六十四號

工賃の届出があるものでこれを受理した。

◇鳥取縣告示第六十五號

四、價格等の取締上必要あると認めたときは、物品の加工につき制限もしくは禁止することがある。

昭和二十二年二月十八日

昭和二十二年二月十八日

一、届出者の名稱及び所在地  
鳥取市三階町三丁目三〇

要領  
鳥取縣知事 吉田忠

鳥取縣菓子製造販賣組合

二、届出品名及び加工費  
(一)品名  
加工費  
単位  
○○九六〇

一、牛乳採取の用に供する乳牛は毎月健康検診を行う。但し特殊検査を行う場合は其の都度之を告示する。

二、牛乳の採取及び牛乳を取扱場所については當該係官が毎月臨検し、別票様式による採點を行い其の票を交付する。

三、採點順位は上級一二五級に區分し、一級は九十點をときはその届出價格は失効する。

以上、二級は七十點以上八十點迄、三級は五十點以上六十九點迄にて、四十九點以下は不合格とする。

四、不合格が連續三回以上に及んだときは搾取販賣を停止する。

五、第二項に依り交付した採點票は其の場内の見易い箇所に掲示し一ヶ年間を保有しなければならない。

#### 採點票様式

| 項           | 目       | 満點  | 得點  |
|-------------|---------|-----|-----|
| (一) 牛の衛生    | 健康      | 二〇  | 二〇  |
| 1. 清潔       | 清潔      | 七〇  | 七〇  |
| 2. 給飼及給水    | 給飼及給水   | 二〇  | 二〇  |
| 3. 牛舎の状態    | 牛舎の状態   | 二〇  | 二〇  |
| 4. 天井及側壁    | 天井及側壁   | 二〇  | 二〇  |
| 5. 地盤       | 地盤      | 二〇  | 二〇  |
| 6. 採光       | 採光      | 二〇  | 二〇  |
| 7. 換氣       | 換氣      | 二〇  | 二〇  |
| 8. 汚物及排水溝   | 汚物及排水溝  | 二〇  | 二〇  |
| 9. 寢藁       | 寝藁      | 二〇  | 二〇  |
| 10. 汚物及污水溝  | 汚物及污水溝  | 二〇  | 二〇  |
| 11. 洗濯方法    | 洗濯方法    | 二五  | 二五  |
| 12. 運動場     | 運動場     | 二二  | 二二  |
| 13. 周囲の状況   | 周囲の状況   | 一二  | 一二  |
| (三) 牛乳の搾取取扱 | 牛乳の搾取取扱 | 三五  | 三五  |
| 14. 搾乳夫     | 搾乳夫     | 一〇  | 一〇  |
| 15. 牛乳取扱所   | 牛乳取扱所   | 一五  | 一五  |
| 16. 液過器     | 液過器     | 五   | 五   |
| 17. 冷却装置及方法 | 冷却装置及方法 | 一五  | 一五  |
| 18. 牛乳罐     | 牛乳罐     | 五   | 五   |
| 19. 洗淨方法    | 洗淨方法    | 五   | 五   |
| 20. 搾乳罐     | 搾乳罐     | 五   | 五   |
| 21. 滤過器     | 滤過器     | 五   | 五   |
| 計           | 計       | 一〇〇 | 一〇〇 |

|        |        |         |         |
|--------|--------|---------|---------|
| 姓      | 名      | 牛乳販賣場   | 牛乳販賣場   |
| 住      | 所      | 内搾乳中のもの | 内搾乳中のもの |
| 牛乳販賣場先 | 牛乳販賣場先 | 牛乳販賣場先  | 牛乳販賣場先  |
| 昭和二年二月 | 日検査    | 昭和二年二月  | 日検査     |
| 検査員姓名印 | 検査員姓名印 | 検査員姓名印  | 検査員姓名印  |

#### 注意事項

◇鳥取縣告示第六十六號  
行進、示威運動、集會等の届出について次のよう規定する。

昭和二十二年二月十八日

鳥取縣知事 吉田忠一

昭和二十二年二月二十日付て鳥取軍政隊本部指揮官から、鳥取縣外事係長經由本縣宛て發せられた「行進、示威運動」集會に關する件の指令に基き、將來これ等の行事を開催しようとする者は、交通の安全確保及び、社會の秩序を維持する爲めに左記事項を守らなければならぬ。

記  
(1) 參加團体の名稱 二團体以上ならば併記  
(2) 責任者の氏名 二名以上ならば併記  
(3) 參加選定の人員數  
(4) 行進又は本威運動行列の豫定通路(略圖添付の事)

若しくは集會の場所  
部の事項 所管警察署を經由し、知事に届出でなければならない。

#### 選舉告白

昭和二十二年二月二十五日執行鳥取縣農地委員會委員選舉

鳥取縣知事 吉田忠一

昭和二十二年二月十八日

◇選舉告示第十三號  
前項の届出は五百名以上が参加し、又千臺以上の車を用する行進、示威運動、集會にありては實施の五日前にしなければならない。  
一、届出書類は三通を作製提出しなければならない。

第一選舉區より左の通り委員候補者の届出があつた。

00465

委員候補者 第一號 鳥取縣八頭郡中私都村大字下津黑二七番屋敷 衣笠 莊平 明治二十七年五月二十六日  
推薦届出者 同 賀茂村大字稻荷 西村 和太郎

## ◇選舉告示第十四號

昭和二十二年一月二十五日執行鳥取縣農地委員會委員選舉に第一選舉區より左の通り委員候補者の辭退届出があつた。

昭和二十二年一月十八日

鳥取縣知事 吉

農地調整法第十  
五條ノ十四第三

項各號の區分

委員候補者 第三號 鳥取縣八頭郡智頭町大字大呂五番地ノ一 山本 亀雄 明治十四年十月五日

昭和二十二年二月二十五日執行鳥取縣農地委員會委員選舉に第二選舉區より左の通り委員候補者の辭退届出があつた。

昭和二十二年二月十八日

鳥取縣知事 吉

農地調整法第十  
五條ノ十四第三

項各號の區分

委員候補者 第二號 鳥取縣東伯郡高城村大字上福田四八五 杉本 義夫 明治二十四年四月十九日

昭和二十二年二月十八日印 鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

農地調整法第十一  
五條ノ十四第三  
項各號の區分

農地調整法第十  
五條ノ十四第三  
項各號の區分